

勧告に当たって

平成24年10月5日

岡山県人事委員会
委員長 西田 秀史

本日、知事及び議会に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

この給与勧告は、毎年、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に基づき、職員給与を民間給与と均衡（民間準拠）させるために行っているものです。

本年の民間給与実態調査の結果に基づき、職員給与と民間給与を比較したところ、時間外手当等を除いた月例給については、職員給与が民間給与を0.01%下回っていましたが、較差は極めて小さいことから、改定を行わないこととしました。特別給（ボーナス）については、現行の職員の支給月数が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の支給月数を0.03月分上回っており、民間との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げ3.95月分とすることとしました。

なお、職員給与については、現在、特例条例による給与の減額措置が実施されておりますが、民間給与との比較においては、本来支給されるべき適切な給与水準を示すという給与勧告の趣旨から、この減額措置がない場合に支給されることとなる職員給与を基礎としております。

給与構造改革に伴う経過措置（現給保障）については、国において廃止が決定されていることなどから、本県においても廃止することが適当と考え、来年度に向けて具体的な実施時期等の検討を進めてまいります。

人事院が報告・勧告した高齢層職員の給与水準の上昇を抑えるための昇給・昇格制度の改正については、今後、国及び他の都道府県の動向等を踏まえながら検討することとします。

また、優秀な人材の確保・育成をはじめ、あらゆる職場における総実勤務時間の縮減や、雇用と年金の接続に関係する高齢期の雇用問題などについても言及しております。

以上の内容について、知事及び議長に要請したところですが、民間準拠により職員給与を決定する仕組みは、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するとともに、行政の効率的、安定的な運営にも寄与するものです。

特例条例による給与の減額措置はすでに9年目となり、とりわけ平成21年度からは全国で最も厳しい水準の減額が行われております。本委員会としては、給与決定原則に基づく本来の給与水準が確保されるよう強く望むものですが、給与の減額措置が長期間に及ぶ中であっても、職員各位には、日々職務に精励していただいております。敬意を表しますとともに、引き続き、高い使命感と倫理観を持って職務に取り組み、県民の信頼と期待に応えていただきたいと思います。

県民の皆様におかれましては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い御理解を賜りたいと存じます。